

暫定的難視聴対策事業における受信対策事業の一部に関する 業務委託者の公募

「暫定的難視聴対策事業」は、2011年(平成23年)7月24日の地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への完全移行までに、アナログテレビ放送が視聴できている方で、地上系の放送基盤によりデジタルテレビ放送が送り届けられない方々に対し(建築物その他の工作物の影響による難視聴を除く。)、地上系の放送基盤による恒久的な対策が実施されるまでの間、それまでに視聴していたアナログテレビ放送に相当する放送について、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再送信(再放送)による放送の視聴に移行していただき、テレビを視聴できないという事態を回避することにより、円滑なデジタル化移行に資することを目的としています。

このうち、本事業(受信対策事業)は、当該再放送の受信設備を有しない世帯に対して、当該放送の受信を可能とする設備の整備(受信機器については貸与する場合に限る。(以下、受信対策工事という。))を支援するものです。

本協会は、この暫定的難視聴対策事業における「受信対策事業」の一部(暫定的難視聴対策事業の周知説明、受信対策工事及びこれらに付帯する業務(以下、受信対策業務という。))について業務委託先を公募します。

なお、業務委託先の選定は、提出された書類を、第三者による委員会に諮り、その結果に基づき行うこととします。

記

1. 公募の目的

暫定的難視聴対策事業における受信対策事業のうち、受信対策業務について、全国10ブロック(総務省組織令第138条に規定する各総合通信局の管轄区域であって沖縄県は九州ブロックに含む)を以下のとおり3分割し、それぞれ1社の業務委託先を選定します。

Aブロック	北海道・東北・関東	(推定対象世帯数 約40,000件程度)
Bブロック	信越・北陸・東海・近畿	(推定対象世帯数 約20,000件程度)
Cブロック	中国・四国・九州	(推定対象世帯数 約30,000件程度)

2. 業務概要

暫定的難視聴対策事業に対する周知説明業務及び受信設備整備のための支援業務並びにこれらに付帯する業務。

3. 公募参加資格の要件

公募参加者は、公募時点で次に掲げる条件を満たしている1社又は3社以内で結成する

特定共同企業体(以下「共同企業体」という)とします。

なお、基本参加要件を満足しない者の公募参加は無効とします。

(1) 基本参加要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に(共同企業体の場合は構成員すべてが)該当しないものであること。
- ② 建設業法第 3 条に規定する一般建設業又は特定建設業の許可(電気通信工事業に係わるものに限る)を(共同企業体の場合は構成員すべてが)受けていること。
- ③ 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する直近の総合評定値通知書の電気通信工事の総合評定値(P)が 870 点以上であること。(総合評定値は本工事の各工事地域における平均的な工事規模及び本事業の重要性を勘案し、「総務省 平成 21・22 年度建設工事 競争参加者の資格に関する公示」別紙 1 の(2)①を基に定めた。)
- ④ 建設業法第 28 条の規定により指示又は営業の停止を(共同企業体の場合は構成員すべてが)受けていない者であること。
- ⑤ 建設業法の規定により、本工事に必要な監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
- ⑥ 共同企業体における出資比率は、代表者となる者が 50%以上になり、代表者以外の者は 2 社による場合 30%以上、3 社による場合 20%以上となること。

(2) 付加参加要件

- ① プライバシーマークを取得するか、これに準ずる情報セキュリティ体制を備えること。また、下請負会社を含めた適切な情報セキュリティ(個人情報保護含む)管理体制を備えること。
- ② 本事業の目的・主旨を十分理解し、経済的かつ安心・安全・信頼できる工事及び施工管理が実施できること。
- ③その他、当協会が必要と認める事項

4. 公募参加方法

公募説明会に出席した上で書類提出期限までに提出してください。

5. 公募の内容等

公募説明会で配布する「審査付競争見積(公募)注意書」及び「受信対策業務実施仕様書」等を基に下記の書類を提出してください。(3部)。

なお、様式類、見積書類についても、公募説明会当日にお渡しします。

(1) 公募様式類

- ・公募参加資格確認申請書
- ・会社の概要
- ・工事実施体制(工事の運用・管理体制、要員配置、役割分担、附帯部材の調達方法等)
- ・同種・類似工事の施工実績等調書
- ・配置予定管理者調書(職歴、現職、資格があればその資格名)
- ・個人情報保護管理体制に関する規定及び取組み

- ・安全対策（事故の未然防止策、事故発生時の対応、危機管理体制等）
 - ・施工品質確保に関する対応及び考え方
- (2) 見積書類
- ・見積書及び単価表
- (3) 添付資料
- ・応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）
 - ・定款
 - ・出資者及び役員の一覧が記載された書類
 - ・最新の決算報告書（1年分）、監査報告書
 - ・建設業許可通知書の写し
 - ・総合評定値通知書の写し（直近のもの）
 - ・共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類（共同企業体の場合）
 - ・その他、様式の補足及び提案資料等（任意）
- (4) 応募については、3ブロックの併願を可とします。
- (5) 業務委託予定者を決定しましたら、契約交渉の後契約締結します。
ただし、契約については、総務省「地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募」に当協会が交付決定された場合に限りです。
- (6) 契約期間は、契約締結の翌日から平成23年3月31日までとします。

6. 公募の日程

下記説明会に参加をし、公募説明会当日に配布する「審査付競争見積（公募）注意書」及び「受信対策業務実施仕様書」を参照して書類提出締切までに書類を提出してください。

- (1) 公募説明会出席受付期間：平成22年2月23日（火）から3月1日（月）17時まで
衛星セーフティネット事業室・原田あて必着
- (2) 公募説明会日時：平成22年3月2日（火）14時00分から1時間程度
- (3) 公募説明会場所：社団法人デジタル放送推進協会
〒107-0061
東京都港区北青山1-2-3 青山ビル13階第1会議室
- (4) 質問受付：3月4日（木）17時締切 原田あて Eメールにて受付ける。
- (5) 質問回答：3月10日（水）17時までに Eメールにて回答する。
- (6) 書類提出締切：平成22年3月16日（火）17時(厳守)

7. 公募説明会への出席申込み

出席者の所属、役職名、氏名、所属先の所在地、連絡先（電話番号、FAX 番号、Eメールアドレス）を記載して、窓口へ持参（土日を除く）又は郵便、Eメールにて送付すること。

8. 書類提出方法

一般書留か簡易書留、又は衛星セーフティネット事業室へ直接持参のいずれかにより提

出すこと。

9. 担当窓口

社団法人デジタル放送推進協会 衛星セーフティネット事業室

〒107-0061 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル13階

電話 : 03-5785-4171、FAX : 03-5785-4172

原田 博明 harada.h@dpa.or.jp